

令和6年(2024年)5月31日

報道機関各位

保健福祉部臨時特別給付金担当

函館市低所得世帯臨時特別給付金（令和6年度住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯10万円給付金およびこども加算）に係るコールセンターの開設について

このことについて、下記のとおりお知らせしますので、取材・報道方、よろしくお願いいたします。

記

1 コールセンターの開設

現在、支給に必要な書類の作成等準備を進めておりますが、給付金の手続き方法等、市民の方からの問い合わせ対応を行うコールセンターを令和6年6月3日（月）に開設します。

- (1) 名称：函館市臨時特別給付金コールセンター
- (2) 電話番号：0120-355-522（フリーダイヤル）
- (3) 受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

2 函館市低所得世帯臨時特別給付金の概要

(1) 事業の目的

物価高騰の現下の状況に鑑み、低所得者を支援するため、函館市低所得世帯臨時特別給付金（令和6年度住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯10万円給付金およびこども加算）を支給します。

(2) 支給対象世帯・支給額 等

別紙のとおり

(3) 申請期限

令和6年10月31日（木）必着

※ 期限までに申請が無い場合、本給付金の受給を辞退したものとみなします。

保健福祉部
臨時特別給付金担当
電話：0138-21-3953

支給対象世帯	<p>基準日（令和6年6月3日）時点で函館市に住民登録があり、世帯全員が令和6年度において新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となる世帯（ただし、令和5年度の非課税給付または住民税均等割のみ課税給付の対象となった世帯と同一の世帯および当該世帯の世帯主であった方を含む世帯を除く。）</p> <p>※1 世帯全員が、住民税課税者の扶養親族等のみで構成される世帯ではないこと。</p> <p>※2 世帯の中に住民税所得割課税となる所得があるにも拘らず、未申告の方がいないこと。</p> <p>※3 世帯の中に租税条約による住民税の免除の適用を届け出ている方がいないこと。</p>
支 給 額	<p>1世帯当たり10万円</p> <p>なお、世帯に18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童がいる場合は、「こども加算」として児童1人当たり5万円を加算</p>
申 請 方 法 等	<p>支給対象と見込まれる世帯には、確認書（令和5年1月2日以降に転入した方がいる世帯には申請書）およびオンライン申請用二次元コードを令和6年7月上旬に送付しますので、内容を確認のうえ確認書（申請書）を返送するか、オンライン申請を行ってください。</p> <p>※ なお、支給対象と見込まれる世帯のうち世帯主が公金受取口座を国（デジタル庁）へ登録している世帯には、公金受取口座へ給付金を支給する旨のハガキを令和6年6月下旬に送付しますので、申請の手続きは不要となりますが、振込口座を変更する方や受給を辞退する方はハガキに記載する期日までにコールセンターへ連絡してください。</p>
支 給 時 期	<p>確認書（申請書）を受付後またはオンライン申請後、3週間程度で支給する予定（受付状況等により、支給が前後する場合があります。）</p> <p>※ なお、世帯主が公金受取口座を国（デジタル庁）へ登録している世帯には、令和6年7月中旬に公金受取口座へ振り込む予定</p>
申 請 期 限	<p>令和6年10月31日（木）必着</p> <p>※ 期限までに申請がない場合、本給付金の受給を辞退したものとみなします。</p>
お 問 合 せ	<p>コールセンター（☎0120-355-522）平日午前9時～午後5時</p> <p>※ 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に函館市に避難している方で住民票を移すことができない場合でも対象となる可能性がありますので、配偶者暴力相談支援センター（☎21-3010）にお問合せください。</p>